

I. 総括研究報告・ 分担研究報告

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
総括研究報告書

研究代表者 百瀬 優（流通経済大学経済学部 准教授）

研究分担者

秋朝 礼恵（高崎経済大学経済学部 准教授）

嵩 さやか（東北大学大学院法学研究科 教授）

丸谷 浩介（九州大学法学研究院 准教授）

丸山 桂（成蹊大学経済学部 教授）

渡邊 絹子（筑波大学ビジネスサイエンス系 准教授）

A. 研究目的

日本の遺族年金は、男性正社員が主たる家計の担い手であるとの考え方を色濃く残した制度設計となっている。一方で、女性の労働参加も進み、今後、男女がともに就労することが一般化していくことが想定されており、遺族年金についても、社会実態にあった所得保障の仕組みに見直すことが必要となる。

実際に、2004年改正以降、若年期の妻に対する遺族厚生年金の見直し、遺族基礎年金の対象者の父子家庭への拡大などが行われてきたが、現存する就労環境の男女差や約600万人の受給者の存在などを考慮すれば、今後もこうした方向での改正をどこまで、どの程度のスピードで進めるべきか否かは慎重な検討を要する。

その検討に際しては、日本の遺族年金の現状分析とあわせて、諸外国との比較研究が求められる。諸外国の制度を調査研究することによって、日本の制度の特徴や課題がより明確化されるだけでなく、今後の見直しの方向性やその影響を見通すうえで、女性の就業率向上に対応した改革を行ってきた諸外国の事例が大いに参考になると考えられる。

以上を背景として、本研究の目的は、有識者ヒアリングや受給者実態調査の二次分析などをもとに、日本の遺族年金の現状や課題を把握すること、諸外国の遺族年金について、文献研究と現地調査をもとに、その制度の基本理念や設計内容、制度の歴史や改革動向、制度が抱える問題点などを明らかにすることである。これらの成果を踏まえて、日本の遺族年金について、諸外国の制度との比較、現行制度の歴史的経緯や根拠の検証、今後の見直しに向けた論点整理を行うことも目的とする。

B. 研究方法

本研究では、研究グループ全員が参加する研究会を2016年6月に開催し、厚生労働省年金局職員、社会保障審議会年金部会委員、社会保険労務士などに聞き取り調査を行った。それを通じて、現行制度の課題、例えば、制度設計上、見直しが求められている点などを整理した。その成果は、海外調査を行う場合の調査項目表にも反映させている。

また、研究分担者（丸山桂、丸谷浩介、秋朝礼恵、渡邊絹子、嵩さやか）は、アメリカ、イ

ギリス、スウェーデン、ドイツ、フランスの遺族年金に関する文献・資料等を収集し、各国の遺族年金の①制度体系、②給付対象、③支給要件と支給期間、④給付設計と給付水準、⑤所得制限、⑥老齢年金との役割分担などの基本的事項を確認した。あわせて、遺族年金については老齢年金に比べて文献が少ないこと、また最新の情報や文献にはなりにくい政策担当者からの知見を得る必要があることから、現地調査も実施し、調査対象各国について、制度設計の詳細、その背後にある考え方や歴史的経緯の把握に努めた。各国で行われている遺族年金の改革については、その背景や移行方法、改革が及ぼす影響、現地での評価などを詳しく調査した。

研究代表者（百瀬優）は、分担研究者の研究報告（2016年11月および翌年3月に研究会を実施）、女性の年金や女性の労働問題に詳しい研究者へのヒアリング、厚生労働省「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）」の二次分析、日本の遺族年金に関する先行研究、厚生省（厚労省）資料や国会議事録などをもとに、日本の制度の歴史的経緯、現状と課題、今後のあり方について検討し、研究全体のとりまとめを行った。なお、遺族年金の課税については、研究分担者（丸山桂）が、実態調査をもとにした研究を実施した。

C. 研究結果 および D. 考察

本研究により、調査対象各国の遺族年金の理念や特徴、改革動向などを明確にすることができた。詳細は、第II部の各章を参照されたい。

各国の遺族年金の制度内容は、様々であるが、その給付の性格は、①遺族の生活変化に対する一時的支援、②現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障、③老齢年金の代替・補足（高齢遺族の所得保障）、④死亡した者が獲得した年

金受給権の遺族への継承の4つに整理をすることができた。国によって、重視される性格には濃淡があり、それによって、制度内容の大枠は異なっている。イギリスの遺族年金のように性格①に特化した国もあるが、それ以外の国の遺族年金は複数の性格をあわせもっている。

また、調査対象各国では、女性の就業の変化に合わせて、①支給要件の男女差の解消、②遺族年金の有期化、③老後の所得保障としての遺族年金の見直しが進められていることも確認できた。①については、女性の就業の変化だけでなく、男女平等の理念の影響が大きいこと、遺族の男女間差別だけではなく、抛出を行った女性労働者への差別という観点もあることなどが指摘できる。②と③については、イギリスやスウェーデンのように制度を大きく改革した国もあれば、そうではない国もあり、各国政府による遺族の就労促進の重視度、遺族配偶者の再就職の可能性、遺族が利用できる他の制度のあり方などによって、その見直しの程度が異なることも指摘できる。

調査対象国と日本の制度の比較については、①支給対象となる遺族の範囲、②遺族配偶者の要件、③支給要件の男女差、④子のいない遺族配偶者の取り扱い、⑤子のいる遺族配偶者の取り扱い（および遺児の取り扱い）、⑥再婚の取り扱い、⑦専業主婦（主夫）が死亡した場合の取り扱い、⑧生計維持要件と所得要件（所得調査）、⑨高齢遺族に対する遺族年金の9項目にわたって実施した。同時に、日本の現行制度の歴史的経緯や根拠の検証、日本の遺族年金受給者の実態なども踏まえて、項目ごとに、日本の制度を見直すことの是非や見直しにあたっての留意点などを整理した。詳細は、第II部の補章および終章を参照されたい。

E. 結論

本研究の結論は多岐にわたるが、主なものを記すと以下の通りである。

比較の視点で見た場合、遺族厚生年金において、死亡した被保険者の配偶者や子だけでなく、父母や祖父母も支給対象とすることが、日本の制度の特徴の一つである。この点については、日本では、扶養義務の強さや同居率の高さから、父母等であっても、被保険者死亡による扶養の喪失の影響が大きく、それとのバランスで、父母等に遺族厚生年金を支給する根拠は残るといいう整理をすることもできる。その一方で、国民皆年金体制の定着などを考慮した場合は、死亡した被保険者の父母等に対してまで遺族厚生年金を支給する必要性は乏しく、父母等が貧困状態に陥るリスクには、遺族年金以外の制度で対応すべきという整理もできる。

調査対象国すべてで遺族年金の男女差が解消されている。遺族厚生年金において男女差が残ることも日本の制度の特徴である。この点については、女性の労働力率や女性のフルタイム労働者の賃金水準の上昇にあわせて、日本でも、男女差を解消すべきという整理をすることができる。男女差が女性の保険料拠出者に与える不利益の解消という視点もそれを補強する。その一方で、日本では、女性の非正規労働の割合、非正規と正規の賃金格差、遺族年金受給者の現在の就労状況を踏まえれば、男女で異なる支給要件をどちらかの支給要件に揃えるというという単純な解消方法を取った場合、寡夫に過剰給付となる可能性や寡婦で生活困窮に陥る者が増加する可能性が高いことに留意する必要がある。

調査対象国の遺族年金では、子のいない遺族配偶者は、未婚者との衡平上の理由、移行期間があれば就労可能との判断、受給者の就労促進の観点などから、有期給付の対象となることが

多い。日本でも、生涯未婚率の上昇、労働市場の男女差の縮小傾向、子の有無別の遺族年金受給者の就労状況などを踏まえて、子のいない寡婦には、必ずしも無期給付の必要性は乏しいという整理をすることもできる。その一方で、子のいない寡婦であっても、夫死亡時に無職や臨時・パートで働いている者が多く、その場合、(再)就職が必ずしも容易とは言えず、また、遺族年金受給後に就労していても、低賃金となる傾向がある。それゆえ、子のいない寡婦に対する給付を有期化すれば、日本では特に、貧困状態に陥る寡婦の増加が予想される。調査対象国でも同様の事態が生じているが、公的扶助の捕捉率を考慮した場合、日本ではさらに問題が深刻化する恐れもある。これらの点を重く見る場合は、子のいない寡婦に対する無期給付の意義はまだ残るといいう整理をすることもできる。ただし、その場合でも、中高年齢寡婦加算については、国際的に見た場合の給付水準の高さや遺族年金を受給する寡婦の年齢別就労実態などを踏まえて、そのあり方の再検討が求められる。

子のいない遺族配偶者に対しては給付が短期間となっている調査対象国においても、子のいる遺族配偶者あるいは遺児に対しては、少なくとも遺児が18歳になるまでは、年金給付を継続することが多い。日本でも、子のいる遺族配偶者については、就労制約や養育費負担を考慮して、今後とも、中長期的な所得保障の対象とすべきと整理できる。特に、現段階でも、遺族基礎年金を受給する妻(子のいる寡婦)の経済状況は、子のいない寡婦や子のいる寡夫に比べて悪い。仮に、女性の就業の増加にあわせて、遺族年金を給付制限的な方向で見直すことになった場合でも、子のいる寡婦に対する給付については、その見直しの対象から外すべきと考えられる。また、養育する子の人数が3人以上と

なった場合に、就労状況や経済状況が特に悪化することが確認できるため、現行の第3子以降の加算方法については、その妥当性の再検証が求められる。

受給権発生要件として、生計維持要件を用いることも日本の制度の特徴となっている。調査対象国では、十分な所得のある遺族に対する給付の調整は、受給者の所得額に応じた年金額の減額で行っている。日本の現在の生計維持要件のもとでは、遺族本人の労働収入や財産収入等で平均以上の生活水準を確保できる場合であっても、それに加えて遺族年金が減額無しで支給される。特に、65歳未満の男性受給者では、そうしたケースが少なくないことが確認されており、本人所得の高い遺族に対する給付のあり方が問われている。ただし、現在の生計維持要件の基準額を下げることは弊害が大きいため、遺族に対する所得保障の必要性を生計維持要件で判断する方法を維持するのであれば、その基準額は高めに設定せざるを得ない。そのため、もし、今後、遺族年金の男性受給権者が増えていくのであれば、その動きと生計維持要件の存置は適合しない可能性がある。その一方で、生計維持要件の代わりに所得調査を入れて対応する方法については、行政コストの大きさ、対象となる所得の範囲の設定、調査のタイミングと回数など実務的な課題が大きくなっている。

高齢遺族に対する遺族年金は調査対象国内での違いが大きいポイントの一つとなっている。スウェーデンのように、労働市場の男女差が特に縮小しており、さらに公的年金に最低保証年金などが設けられている場合は、遺族年金が老齢年金を代替する必要性は小さく、高齢遺族を遺族年金の支給対象外とすることも可能である。ただし、日本では、被用者保険にカバーされていない者が多く、女性雇用者の老齢厚生年金の

水準も、男性の半分にとどまる。女性の就業率が高まっているとはいえ、引き続き、女性の高齢遺族に対して、遺族厚生年金による老後所得保障を行うことの必要性が残る。その一方で、女性で老齢厚生年金を受け取る者が増加しているが、現行制度のもとで、夫の死亡後に受け取る年金に関して、片働き世帯に比べて、共働き世帯が不利となる状況も生じている。それゆえに、遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整方法をさらに見直すことを検討する余地がある。例えば、片働き世帯と共働き世帯の負担と給付を均衡させる方法として、夫婦の老齢厚生年金の合計額の60%を夫死亡後に妻が受け取る報酬比例部分の年金額の基準として、その金額と妻の老齢厚生年金の差額を遺族厚生年金として支給する方法がある。それ以外の方法も考えられるが、いずれの調整方法を取った場合でも、現行調整方法と同様の問題が残ったり、あるいは、新たな問題が生じたりすることが予想され、高齢遺族に対する遺族年金のあり方については、老齢年金との調整方法だけでなく、給付水準と課税方法も含めて、時間をかけて検討していく必要があると思われる。

その他にも、①遺族配偶者の要件や再婚の取り扱いについては、調査対象国と日本の制度の違いが大きいものの、現時点では、現行制度を見直す必要性は認められないと思われること、②専業主婦（主夫）が死亡した場合の取り扱いについては、第3号被保険者の死亡も給付対象とすること自体を見直す必要性は乏しいものの、所得の高い寡夫に対する遺族基礎年金の支給を調整することの検討が求められることなどを指摘した。

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・ 百瀬優(2017)「遺族年金の性格と今後のあり方」『週刊社会保障』No.2924、40-45 頁。

2. 学会発表

- ・ 該当なし

※ 研究分担者の研究発表については、分担研究報告書に記載。

H. 知的財産権の取得状況

該当なし